

〔別紙〕  
様式1

事業報告書  
(自 令和 5年4月1日 至 令和 6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 啓心会  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用  
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 長崎県佐世保市針尾東町 29 番地 5  
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成 15 年 3 月 10 日
- (4) 設立登記年月日 平成 15 年 3 月 17 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 啓心会 麻生胃腸科外科医院	長崎県佐世保市針尾東町 29 番地 5	

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項  
 令和 5 年 5 月 23 日 令和 4 年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 啓心会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市針尾東町29番地5

貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	128,932	I 流 動 負 債	8,729
II 固 定 資 産	68,631	II 固 定 負 債	51,611
1 有 形 固 定 資 産	50,291	負 債 合 計	60,340
2 無 形 固 定 資 産	60	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	18,280	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	127,223
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	137,223
資 産 合 計	197,563	負 債 ・ 純 資 産 合 計	197,563

様式4-2

法人名 医療法人 啓心会

※医療法人整理番号

所在地 長崎県佐世保市針尾東町29番地5

損 益 計 算 書  
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	170,008
2 事業費用	156,971
本来業務事業損失	13,037
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	
事業利益	13,037
II 事業外収益	1,523
III 事業外費用	4
経常利益	14,556
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	14,556
法人税等	3,357
当期純利益	11,199

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

財 産 目 録  
(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	197,563 千円
2. 負 債 額	60,340 千円
3. 純 資 産 額	137,223 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	128,932
B 固 定 資 産	68,631
C 資 産 合 計 (A+B)	197,563
D 負 債 合 計	60,340
E 純 資 産 (C-D)	137,223

上記は、当法人の財産目録である。

医療法人 啓心会  
理事長 麻生 大輔

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 啓心会  
理事長 麻生 大輔 殿

私は、医療法人啓心会の令和5年度会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 5月 23日  
医療法人 啓心会  
監事 麻生 康輔

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。